

地域密着型通所介護事業利用 重要事項説明書

あなたに対する指定地域密着型通所介護利用サービス提供開始にあたり、指定通所事業運営規程第13条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 御利用施設

施設の名称	シオンの園デイサービス末広
施設の所在地	佐賀県佐賀市末広1丁目9番28号
管理者名	寺 岡 一 弘
電話番号	0952-20-1391
FAX番号	0952-20-1390

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 地域密着型通所介護サービス

- 1 要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

3. 施設の概要

(1) 敷地・建物

敷 地		1, 107. 1 m ²
建 物	構 造	鉄骨造 地上3階建 耐火構造
	延 べ 床 面 積	1, 657. 5 m ²
	利 用 定 員	18名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人当たりの面積
食事室・リビング	1 箇所	71. 2 m ²	
機能回復訓練室	1 箇所		
浴室	1 室	11. 8 m ²	

8. 施設のサービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、ご利用者の排尿パターンに合わせ随時交換を行います。
入浴	・入浴前に入浴が可能かどうか健康診断を必ず行います。 ・利用者の心身の状況に応じて洗身、洗髪等、入浴行為の援助を行います。
個別機能訓練	・看護師及び機能訓練指導員等により、個々の心身等の状況に適切に対応するため、個別の計画を作成して日常生活に必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を行います。
口腔機能向上	・口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。
健康管理	・ご利用時に必ず健康チェック（血圧、脈、体温）を行います。 ・利用者の容態急変、救急、事故等の発生時は、健康管理に関する指針に基づき、敏速かつ的確に対処し、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。 協力医療機関 鶴田内科 診療科目 内科
衛生管理	・利用者の使用する施設、食器その他の設備は衛生上必要な措置を講じます。 ・当該事業を提供する場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。
相談及び援助	当施設は、利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 相談窓口担当 デイサービス末広 管理者 寺岡 一弘 デイサービス末広 相談員 山田 亜紀
社会生活上の便宜	● シナプソロジーを行う事で脳を活性化させ認知機能の低下予防を図ります。 ● 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ● 主な娯楽活動 ● クラブ活動 趣味活動 料理会 ● ティータイム 毎日 １５：００時～ ● クラブ活動によっては活動費用を本人に負担していただく場合があります。 ● 主なレクリエーション ● 年間施設行事計画に沿って実施します。 ● 誕生会・季節行事・運動会・日帰りドライブ ● レクリエーションによってはレクリエーション経費を本人に負担して

	いただく場合があります。 行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては代行いたします。
送迎	希望により施設の車輛にて、自宅まで送迎いたします。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理・美容	理・美容室の出張による理・美容サービスを利用することができます。
レクリエーション行事	行事計画に沿ってレクリエーションを実施します。
食事	- 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 (食事時間) 昼食 12:00～13:00

9. 利用料

(1) 法定給付

(地域密着型通所介護サービス)

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (介護保険負担割合証に記された額) ※別紙記載
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (地域密着型通所介護サービス費の基準額に同じ) ※別紙記載

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
食事サービス	1食 600円
理・美容サービス	理・美容師出張扱いで実費
外部施設の利用及びレクリエーション行事	外部施設利用料及び材料費等の諸経費の実費をいただくことがあります。

10. キャンセル料

利用をキャンセルされる場合は、利用日前日の営業時間終了までに当事業所へキャンセルの連絡をお願いいたします。

※月曜日のキャンセルについては前週土曜日、営業時間終了までをお願いします。

※利用当日キャンセルについては昼食料金をいただきます。※料金表記載

1 1. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 デイサービス末広 管理者 寺岡 一弘 末広事業所 所長 二階 耕太 ご利用時間 毎日 8：30～17：30 ご利用方法 電話 0952-20-1391 面接 相談室 苦情箱 施設内に設置
シオンの園 オンブズマン委員会	窓口担当者 総務部長 受付時間：9時00分～18時00分 (月～金曜日、祝日・年末年始を除く) 電話：0952-62-5566
外部相談窓口	佐賀県国民健康保険連合会 介護保険課 佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館 電 話 0952-26-1477 受付時間 8：30 ～ 17：15
	佐賀中部広域連合 給付課 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル 5階 電 話 0952-40-1131 受付時間 8：30 ～ 17：15
	佐賀県福祉サービス運営適正化委員会（佐賀県社会福祉協議会内） 佐賀市天神1丁目4番15号 電 話 0952-23-2151 受付時間 8：30～ 17：15

1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	鶴 田 内 科
院長名	鶴 田 満 浩
所在地	佐賀県佐賀市高木瀬東5丁目2番7号
電話番号	0952-31-3868
診療科目	内科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	利用者に病状の急変があった場合、診療を依頼

1 3. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	栗 林 歯 科 医 院
院長名	栗 林 恵 一
所在地	佐賀県佐賀市緑小路1-3
電話番号	0952-23-8940

1 4. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ・虐待防止に関する責任者を選定しています。 ○虐待防止に関する責任者 管理者 寺岡 一弘 ・成年後見制度の利用を支援します。 ・苦情解決体制を整備しています。 ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。 ・当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には速やかにこれを市町村に通報します。

1 5. 身体的拘束について

1 事業者はサービスの提供にあたって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。 2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。 3 身体的拘束等の適正化を図るため以下の措置を講じます。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について周知徹底を図ります。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。 ③ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。
--

1 6. 非常災害時の対策

非常時の対応 近隣との協力関係	別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。 地域の消防団との協力連携を図り、非常時には相互の応援を仰ぐ。			
平常時の避難訓練 及び防災設備	別途定める当施設の消防計画にのっとり年2回、昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	スプリンクラー	有り	屋外消火栓	有り
	自動火災探知機	有り	非常通報装置	有り
	誘導灯	有り	非常用電源	有り
	カーテン・布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防計画作成日	2026（令和8）年	4月	10日
	防火管理者 氏名	二階 耕太	職名	所長

17. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

協力医療機関以外の医療機関への受診	利用者の主治医を事前にお知らせ下さい。必要がある場合には、敏速に連絡し指示を受け、あるいは受診の援助をいたします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	衣類等利用者あるいはご家族の申出により、お預かりすることがあります。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

18. 運営推進会議

目的	地域密着型サービス事業所が、提供しているサービス内容を明らかにする事により、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として開催するものです。
開催月	年2回（ 9月・3月 ）開催 ※おおむね6ヶ月に1回以上開催
参加者	事業所管理者 ・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表（民生委員） 地域包括支援センター ・その他

19. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実 施 日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

地域密着型通所介護計画作成における個人情報の提示同意書

私及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提示は、必要最小限に留め、情報開示の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 情報提示の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の利用者や家族に関する情報
- ・ 認定調査票（調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

肖像権について

当施設のホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌等において、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用に関しましては次の内容に当てはまるところに○をご記入ください。

(ア)	提示物	(使用可 ・ 使用不可)
(イ)	ホームページ	(使用可 ・ 使用不可)
(ウ)	広報誌	(使用可 ・ 使用不可)
(エ)	パンフレット	(使用可 ・ 使用不可)
(オ)	社内研修	(使用可 ・ 使用不可)
(カ)	社外研修	(使用可 ・ 使用不可)

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報の提示同意について説明を行いました。

説明者 寺岡 一弘 (職名) 管理者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の提示について説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始、個人情報の提示に同意しました。

年 月 日

利用者

住 所

氏 名

利用者の代筆者

氏 名

続 柄 ()

利用者の家族

住 所

氏 名

続 柄 ()

利用者の家族の代筆者

住 所

氏 名

続 柄 ()

別紙

デイサービス末広 利用料金表

1. 地域密着型通所介護サービス

(1) 1日あたりのご利用料金

ご利用 時間	要介護度	基本料金	介護保険適用時のご負担額		
			1割	2割	3割
7時間 以上 8時間 未満	要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護2	8,900円	890円	1,780円	2,670円
	要介護3	10,320円	1,032円	2,064円	3,096円
	要介護4	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
	要介護5	13,120円	1,312円	2,624円	3,936円

(2) 加減算料金

加減算内容	基本料金	介護保険適用時のご負担額			備 考
		1割	2割	3割	
入浴介助加算	400円	40円	80円	120円	1回につき
個別機能訓練加算Ⅰイ	560円	56円	112円	168円	1回につき
口腔機能向上加算Ⅰ	1,500円	150円	300円	450円	月2回限度
サービス提供体制加算Ⅰ	220円	22円	44円	66円	1回につき
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円	1ヶ月につき
送迎減算	-470円	-47円	-94円	-141円	片道につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護サービス費と加算料金に12.7%を乗じた額				

※ご負担額は負担割合証に記載の割合にて計算されます。

※入浴・個別機能・口腔加算については介護計画に基づき実施した場合に算定されます。

2. 食事代（介護保険給付外費）

一食あたり600円

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業） 重要事項説明書

あなたに対する介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の提供開始にあたり、指定通所事業運営規程第13条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 御利用施設

施設の名称	シオンの園デイサービス末広
施設の所在地	佐賀県佐賀市末広1丁目9番28号
管理者名	寺 岡 一 弘
電話番号	0952-20-1391
FAX番号	0952-20-1390

2. 事業の目的及び運営方針

介護予防通所介護相当サービス

1	要支援状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援世話及び筋力向上トレーニングや転倒予防の為の機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
2	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
3	事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

3. 施設の概要

（1）敷地・建物

敷 地		1, 107. 1 m ²
建 物	構 造	鉄骨造 地上3階建 耐火構造
	延 べ 床 面 積	1, 657. 5 m ²
	利 用 定 員	18名

（2）主な設備

設備の種類	数	面積	1人当たりの面積
食事室・リビング	1 箇所	71. 2 m ²	
機能訓練室	1 箇所		
静養室	1 室	11. 0 m ²	
ダイルーム	1 箇所	20. 8 m ²	

8. 施設のサービスの概要

(1) 保険給付サービス

種 類	内 容
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、ご利用者の排尿パターンに合わせ随時交換を行います。
入浴	・入浴前に入浴が可能かどうか健康診断を必ず行います。 ・利用者の心身の状況に応じて洗身、洗髪等、入浴行為の援助を行います。
個別機能訓練	・看護師及び機能訓練指導員等により、個々の心身等の状況に適切に対応するため、個別の計画を作成して日常生活に必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を行います。
口腔機能向上	・口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。
健康管理	・ご利用時に必ず健康チェック（血圧、脈、体温）を行います。 ・利用者の容態急変、救急、事故等の発生時は、健康管理に関する指針に基づき、敏速かつ的確に対処し、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。 協力医療機関 鶴田内科 診療科目 内科
衛生管理	・利用者の使用する施設、食器その他の設備は衛生上必要な措置を講じます。 ・当該事業を提供する場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。
相談及び援助	当施設は、利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 相談窓口担当 デイサービス末広 管理者 寺岡 一弘 デイサービス末広 相談員 山田 亜紀
社会生活上の便宜	● シナプソロジーを行う事で脳を活性化させ認知機能の低下予防を図ります。 ● 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ● 主な娯楽活動 ● クラブ活動 趣味活動 料理会 ● ティータイム 毎日 １５：００時～ ● クラブ活動によっては活動費用を本人に負担していただく場合があります。 ● 主なレクリエーション ● 年間施設行事計画に沿って実施します。 ● 誕生会・季節行事・運動会・日帰りドライブ ● レクリエーションによってはレクリエーション経費を本人に負担して

	いただく場合があります。 行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては代行いたします。
送迎	希望により施設の車輛にて、自宅まで送迎いたします。

(2) 保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理・美容	理・美容室の出張による理・美容サービスを利用することができます。
レクリエーション行事	行事計画に沿ってレクリエーションを実施します。
食事	- 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 (食事時間) 昼食 12:00～13:00

9. 利用料

(1) 法定給付

(介護予防通所介護相当サービス)

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 介護予防通所介護相当サービス費の1割または2割 (介護保険負担割合証に記された額) ※別紙記載
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (介護予防通所介護相当サービス費の基準額に同じ) ※別紙記載

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
食費サービス	1食 600円
理・美容サービス	理・美容師出張扱いで実費
外部施設の利用及び レクリエーション行事	外部施設利用料及び材料費等の諸経費の実費をいただくことがあります。

10. キャンセル料

利用をキャンセルされる場合は、利用日前日の営業時間終了までに当事業所へキャンセルの連絡をお願いいたします。 ※月曜日のキャンセルについては前週土曜日、営業時間終了までをお願いします。 ※利用当日キャンセルについては昼食料金をいただきます。※料金表記載
--

1 1. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 デイサービス末広 管理者 寺岡 一弘 末広事業所 所長 二階 耕太 ご利用時間 毎日 8:30～17:30 ご利用方法 電話 0952-20-1391 面接 相談室 苦情箱 施設内に設置
シオンの園 オンブズマン委員会	窓口担当者 総務部長 受付時間：9時00分～18時00分 (月～金曜日、祝日・年末年始を除く) 電話：0952-62-5566
外部相談窓口	佐賀県国民健康保険連合会 介護保険課 佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館 電 話 0952-26-1477 受付時間 8:30 ～ 17:15
	佐賀中部広域連合 給付課 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル 5階 電 話 0952-40-1131 受付時間 8:30 ～ 17:15
	佐賀県福祉サービス運営適正化委員会（佐賀県社会福祉協議会内） 佐賀市天神1丁目4番15号 電 話 0952-23-2151 受付時間 8:30 ～ 17:15

1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	鶴 田 内 科
院長名	鶴 田 満 浩
所在地	佐賀県佐賀市高木瀬東5丁目2番7号
電話番号	0952-31-3868
診療科目	内科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	利用者に病状の急変があった場合、診療を依頼

1 3. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	栗 林 歯 科 医 院
院長名	栗 林 恵 一
所在地	佐賀県佐賀市緑小路1-3
電話番号	0952-23-8940

1 4. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者 管理者 寺岡 一弘

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ・当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には速やかにこれを市町村に通報します。

1 5. 身体拘束について

- 1 事業者はサービスの提供にあたって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- 2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3 身体的拘束等の適正化を図るため以下の措置を講じます。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について周知徹底を図ります。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
 - ③ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

1 6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。			
近隣との協力関係	地域の消防団との協力連携を図り、非常時には相互の応援を仰ぐ。			
平常時の避難訓練 及び防災設備	別途定める当施設の消防計画にのっとり年2回、昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	スプリンクラー	有り	屋外消火栓	有り
	自動火災探知機	有り	非常通報装置	有り
	誘導灯	有り	非常用電源	有り
	カーテン・布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防計画作成日	2026（令和8）年		4月 10日
	防火管理者 氏名	二階 耕太	職名	所長

17. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

協力医療機関以外の医療機関への受診	利用者の主治医を事前にお知らせ下さい。必要がある場合には、敏速に連絡し指示を受け、あるいは受診の援助をいたします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	衣類等利用者あるいはご家族の申出により、お預かりすることがあります。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

18. 運営推進会議

目的	地域密着型サービス事業所が、提供しているサービス内容を明らかにする事により、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として開催するものです。
開催月	年2回（ 9月・3月 ）開催 ※おおむね6ヶ月に1回以上開催
参加者	事業所管理者 ・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表（民生委員） 地域包括支援センター ・その他

19. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実 施 日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

通所介護計画作成における個人情報の提示同意書

私及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス計画又は介護予防マネジメントに基づき、居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提示は、必要最小限に留め、情報開示の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 情報提示の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の利用者や家族に関する情報
- ・ 認定調査票（調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

肖像権について

当施設のホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌等において、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用に関しましては次の内容に当てはまるところに○をご記入ください。

①	提示物	(使用可 ・ 使用不可)
②	ホームページ	(使用可 ・ 使用不可)
③	広報誌	(使用可 ・ 使用不可)
④	パンフレット	(使用可 ・ 使用不可)
⑤	社内研修	(使用可 ・ 使用不可)
⑥	社外研修	(使用可 ・ 使用不可)

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報の提示同意について説明を行いました。

説明者 寺岡 一弘 (職名) 管理者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の提示について説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の提供開始、個人情報の提示に同意しました。

年 月 日

利用者

住 所

氏 名

利用者の代筆者

氏 名

続 柄 ()

利用者の家族

住 所

氏 名

続 柄 ()

利用者の家族の代筆者

住 所

氏 名

続 柄 ()

別紙

デイサービス末広 利用料金表

1. 介護予防通所介護相当サービス（要支援1～2の方）

○ご利用料金 （サービス提供時間： 9：30～16：45 ）

要支援度	基本料金	自己負担 (1 割)	自己負担 (2 割)	自己負担 (3 割)	備 考
要支援 1	17,980円 (月額)	1,798円	3,596円	5,394円	月5回以上利用
	4,360円 (1回)	436円	872円	1,308円	月1～4回利用
要支援 2	36,210円 (月額)	3,621円	7,242円	10,863円	月9回以上利用
	4,470円 (1回)	447円	894円	1,341円	月1～8回利用

(※送迎料金、入浴料金は基本料金に含まれております。)

○加算料金

加算内容	基本料金	自己負担 (1 割)	自己負担 (2 割)	自己負担 (3 割)	備 考
口腔機能向上加算 I	1,500円	150円	300円	450円	1ヶ月につき
サービス提供体制加算 I 1 要支援 1	880円	88円	176円	264円	1ヶ月につき
サービス提供体制加算 I 2 要支援 2	1760円	176円	352円	528円	1ヶ月につき
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円	1カ月につき
送迎減算	-470円	-47円	-94円	-141円	片道につき
介護職員等処遇改善加算 I	介護サービス費と加算料金に12.7%を乗じた額				

*各種加算については介護予防計画に基づき実施した場合に算定されます。

2. 食費 一食あたり600円